

大正期における綾歌郡府中村の史跡調査

—史蹟名勝天然紀念物保存法施行に伴う一地方自治体の対応—

乗松真也

はじめに

1919年（大正8）4月、史蹟名勝天然紀念物保存法が公布され、同年6月に施行された。史蹟名勝天然紀念物を国が指定し、保護することを目的とするものであるが、国が国内各地の状況をすべて把握できていたわけではない。おそらく、各地で多くの組織や人々により史蹟名勝天然紀念物候補の調査が行われたものと思われる。

本稿は、1919～1921年（大正8～10）に作成された香川県綾歌郡府中村⁽¹⁾の行政文書『史蹟名勝ニ関スル書類』の分析を通して、史蹟名勝天然紀念物保存法施行に際して一地方自治体が関わった史跡候補の調査の経緯とその背景を考えるものである。

1. 史料解説

【表紙】

「大正八年四月起」とあるが、この史料に綴じられている文書のうち最も早い年月日は、1919年（大正8）6月23日である（【1-2】）。4月の文書が本来無いのか、あったが綴じられていないのかは不明である。ただ、史蹟名勝天然紀念物保存法は1919年（大正8）4月に公布されているため、施行の6月以前に村役場レベルでも何らかの動きがあったことを推測させる。

【1-1】

府中村長から綾歌郡役所へ提出された「史蹟名勝調査書」（【1-4】）に添えられた文書である。この時期は郡制廃止以前であり、府中村は綾歌郡と文書のやり取りを行っていたことがわかる。

【1-2】

1919年（大正8）6月23日、綾歌郡役所から郡内の町村へ出された文書である⁽²⁾。史蹟名勝天然紀念物保存法施行に伴い、指定の候補物件を「種別名称」、「所在地」、「所有区分」、「由来伝説等ノ概要」を示してリストアップするよう求めている。「本県内務部長ヨリ照会有」とあるように、綾歌郡は香川県から指定候補物件を照会されている。

【1-3】

1919年（大正8）7月3日、綾歌郡役所から府中村あてに出された、【1-2】に対する回答を催促する文書である。【1-2】には「本月末日限り有無トモ御報有之為候」とあるが、府中村では6月末日の回答締め切りに間に合わなかったようである。翌7月4日午前10時までの猶予を与える旨も記されており、この後提出された【1-1】の日付が7月4日であることから、府中村では急いで回答した様子が見える。

【1-4】

【1-1】に添付された史蹟名勝調査書である。この調査書にリストアップされているのは、「木丸殿旧蹟」、「内裏泉」、「菅公祈雨旧蹟」、「讃岐国府庁旧蹟」、「印鑰」、「聖堂」、「堺石」の7件である。それぞれについて、種別名称、所在地、所有区分、由来伝説が記されている。

【2－1】

【2－2】を受けて作成された「府中村史蹟名勝保存書」（【2－4】）に添えられた文書である。

【2－2】

1919年（大正8）7月10日、綾歌郡役所から郡内各町村へ出された、史蹟名勝候補の保存状況の調査を求める文書である。「記」以下にあるように、保存を目的とする団体の施設の概況、その施設の助成の概況、施設に関する経費、団体の資産額、調査報告書や団体の会則等の印刷物が調査項目として挙げられている。

【2－3】

【2－2】に添付された、保存状況の調査を求める史蹟名勝候補のリストである。「聖堂」、「印鑰」、「国府庁旧跡」、「菅公祈雨蹟」、「日向王墓」、「内裏泉」、「木ノ丸殿旧蹟」の7件が挙げられている。【1－4】の「史蹟名勝調査書」と比べると、「堺石」が無くなり「日向王墓」が加えられている。

【2－4】

【2－1】に添付された「府中村史蹟名勝保存調査書」である。【2－3】で綾歌郡に示された7件の報告が記されている。「印鑰旧跡」、「国司庁旧跡」、「菅公祈雨旧蹟」、「日向王墓」、「内裏泉」については、奨学義会や個人からの寄付などもあってすでに府中村の土地となっており、今後何らかの施設を計画している旨が記されている。うち、いくつかの施設については府中村の名勝旧跡保存会が経営などを担うとのことである。「木丸殿旧址」には石碑と擬古堂（木ノ丸殿を復元した建物）を建設していることが報告されている。

【3－1】

1919年（大正8）10月25日、綾歌郡役所から郡内の各町村と各神職会に出された文書である。史蹟名勝天然記念物の保存には国民の理解が必要であるため、普及に努めること、という内容である。

【4－1】

1920年（大正9）5月16日、綾歌郡役所から郡内の各町村と各神職会に出された文書である。【4－2】の「保存要目」に従った調査を求めている。さらに、「保存要目」の3番目の項目に「古墳ハ旧態ヲ保テルモノト保タルモノトヲ問ハス此際全部ヲ調査スルコト」とあるにも関わらず、本文書で「古墳ニ就テハ旧態ヲ保テルモノト否ラサルモノトヲ問ハス此際悉皆取調報告存之度候」と、古墳の悉皆調査を念押ししている。

【4－2】

【4－1】に添付された文書である。1920年（大正9）の史蹟名勝天然記念物保存要目（【4－5】）を基に作成された、11の項目からなる調査方針である。この11項目は史蹟に関する要目に基づくものであり、名勝や天然記念物を対象としたものは記されていない。府中村への照会は、名勝と天然記念物を除いた史蹟のみが対象であったのかもしれない。

【4－3】

1920年（大正9）6月22日、【4－1】に対して府中村長藤井亀三郎から綾歌郡役所へ提出された回答文書である。「木丸殿旧址」、「内裏泉」、「菅公祈雨旧蹟」、「讃岐国庁旧蹟」、「印鑰明神址」、「聖堂旧蹟」、「堺石」の7件については、【4－1】の「□年六月依頼ニ調査報告セラレシモノハ単ニ名称ノミノ報告に止メ」の指示に従い名称のみの列挙となっている。

【4－4】

新たに「乃峰古墳」と「古窯跡」が史蹟候補として追加されている。

【4－5】

1920年（大正9）に国から出された史跡名勝天然紀念物保存要目が綴じられている。

【5－1】

1921年（大正10）6月30日付けで府中村長から綾歌郡長へ提出された、「古墳調査書」（【5－2】）に添えられた文書である。「三月十日付乙収庶第一〇〇号ニテ照会ニ係ル」とあることから、本来は綾歌郡役所から出された3月10日付けの文書が存在したのであろう。3月10日付け文書は、【5－2】の内容からみて、おそらく古墳の詳細な調査を求めるものであったと思われる。

【5－2】

【5－1】に添付された「古墳調査書」である。「日向王墓」、「ツコ穴（野峯）」、「菊塚」、「ツコ穴（長谷）」、「大塚」の5基が記されている。

【6－1】

1921年（大正10）6月に村長から郡長あてに提出された、【6－3】による照会への回答文書である。

【6－2】

【6－1】に添付された「府中村史蹟調査書」である。「国府庁址」、「印鑰」、「菅公祈雨旧蹟」、「聖堂」、「堺石」、「河内駅跡」、「蓮池跡」、「窯跡」、「正物」、「百分」、「帳次」、「状次」の12件が記されている。

【6－3】

1921年（大正10）年3月12日、綾歌郡役所から各町村長あてに出された、調査を指示する文書である。この文書では「古墳ヲ除ク」とあり、やはり3月10日付けの古墳の調査を求める文書の存在が推測される。調査事項では、種類、名称、所在地、地目・地積、所有者の住所氏名、形状・大きさなど、現状、由来・伝説、管理保存の方法などが示されており、前年、前々年の依頼文書（【1－1】【1－2】、【2－1】【2－2】【2－3】）に比べて、調査項目がより詳細になっていることがわかる。

【6－4】

府中村長から郡長あてに出された、文書の訂正を求める文書である。この文書には「大正九年七月九日」とあるが、【6－2】（「府中村史蹟調査書」）の訂正であることは疑いないので、大正十年の間違いであろう。

2. 史料にみえる史跡候補の概要

- ・木丸殿旧蹟：木丸殿は保元の乱で敗れた崇徳上皇が讃岐国に流され、一定期間過ごしたとされる建物を指す。現在の鼓岡神社境内にあったとされる。
- ・内裏泉：崇徳上皇が使用していたとされる井戸。鼓岡神社の北方にある。
- ・菅公祈雨旧蹟 讃岐国の国司として887年から890年まで赴任した菅原道真が雨乞いをしたとされる場所。城山の山頂からやや下った、現在は明神原と呼ばれる場所を指す。いくつかの巨石がある。
- ・讃岐国府庁旧蹟：讃岐国府（特に政庁）が置かれた場所。現在は讃岐国府跡と呼ばれている。
- ・印鑰：国府で使用された印と鑰（鍵）の保管庫があったとされる場所。
- ・聖堂：国府に付属する孔子廟があったとされる場所。「セイドウ」の地名が残る。
- ・堺石：讃岐国の東西境界を示すとされる標石。
- ・日向王墓：讃岐国造とされる讃留霊王の子孫、日向王の墓と伝えられる塚。
- ・乃峰古墳、ツコ穴（乃峯）：現在は新宮古墳と呼ばれる、横穴式石室をもつ古墳。JR讃岐府中駅南方の丘陵上にある。

- ・古窯跡：現在の府中山内瓦窯跡。国指定史跡。国分寺へ瓦を供給していたと考えられている。坂出市府中町と高松市国分寺町新名との境界線上にあり、史跡指定時にはそれぞれ府中村、山内村であったため、両村名を冠した名称となっている。
- ・菊塚：崇徳上皇の息子、顕末の墓と伝えられている塚。
- ・ツコ穴（長谷）：【5－2】の古墳調査書によれば、城山東面の中腹にあることになっているが、現在は不明。
- ・大塚：現在は王塚古墳と呼ばれている。周辺からは弥生土器も採取されている。
- ・河内駅跡：河内駅は古代の官道に置かれた駅のひとつ。河内駅跡は現在の坂出市府中町と推定されるが、詳細な場所は不明である。
- ・蓮池跡：菅原道真の『菅家文草』に登場する蓮池の跡とされる場所。「イケダ」の地名が残る地域が推定地である。
- ・正物：国府の倉庫（正倉）があったとされる場所。【6－2】「府中村史蹟調査書」では、その根拠として「ショウソウ」と読む「正惣」の字が「正物」に変化したことを挙げている。
- ・百分：税のうち100分の1を納めた堂があったとされる場所。「百分」の地名が残るとされるが、現在は確認できない。
- ・帳次：国府で帳簿を調査、もしくは調製した場所とされる。「チョウツギ」の地名が残る。
- ・状次：国府の書状を取り扱った場所とされる。「ジョウツギ」の地名が残る。

3. 史跡候補の変遷

府中村からは史跡候補を挙げた文書が計5回提出されている。これらの文書に掲載されている史跡候補の変遷を示したものが表1である。この表では、史蹟候補を国府関連、菅原道真関連、国分寺関連、古墳、崇徳上皇関連に分類した。

1919年（大正8）7月の「史蹟名勝調査書」（【1－4】）では、国府関連3件、菅原道真関連1件、崇徳上皇関連1件、その他1件である。その数日後の「府中村史蹟名勝保存調査書」（【2－4】）に示されたのは国府関連3件、菅原道真関連1件、古墳1件、崇徳上皇関連2件である。なお、この文書は綾歌郡から指示されたものについての報告であるため、記されている史跡候補に府中村の考えは介在していない。ただ、ここでは日向王墓が加えられており、綾歌郡側に何らかの意図があったのであろう。1920年（大正9）6月の文書（【4－4】）は前年の「史蹟名勝調査書」（【1－4】）に加えて、国分寺関連1件、古墳1件が追加されている。1921年（大正10）6月には「古墳調査書」（【5－2】）と「府中村史蹟調査書」（【6－2】）が提出されている。両者は同一時期の文書であるため合わせて考えると、掲載されているのは、国府関連7件、菅原道真関連2件、国分寺関連1件、古墳5件、その他2件である。

1921年の国府関連の史跡候補は1919～20年に比べて4件増加している。これら4件の国府関連施設を連想させる地名は、1916～17年（大正5～6）に赤松景福⁽³⁾により新聞紙上で紹介されているものであり⁽⁴⁾、新たな調査で判明したものではない。1921年以前にすでに知られていたものが、この段階であえて追加されているのである。同年の文書（「府中村史蹟調査書」）冒頭に「国府庁址」が配されていることも含めて考えると、府中村としては最終的に国府関連の史跡候補を最重要視していたことがうかがえる。前後して行われた県内外の有識者による讃岐国府跡の顕彰活動とそれらの活動への府中村長の関与などは⁽⁵⁾、府中村の讃岐国府跡に対するこのような姿勢を裏付けるものといえる。

府中山内瓦窯跡は1920年に追加される。【4－4】に「国分寺創建ノ当時瓦ヲ焼キシ古窯ト伝ヘ依然原

表1 各文書に登場する史跡候補の変遷

分類	史跡候補名称	【1-4】	【2-4】	【4-4】	【5-2】	【6-2】
		史蹟名勝調査書	府中村史蹟名勝 保存調査書		古墳調査書	府中村 史蹟調査書
		1919年7月	1919年7月	1920年6月	1921年6月	1921年6月
国府関連	讃岐国府跡	4	3			1
	印鑰	5	2			2
	聖堂	6	1			4
	正物					9
	百分					10
	帳次					11
	状次					12
菅原道真関連	菅公祈雨旧蹟	3	4			3
	蓮池跡					7
その他	河内駅跡					6
	堺石	7				5
国分寺関連	府中山内瓦窯跡			2		8
古墳	日向王墓		5		1	
	新宮古墳			1	2	
	ツコ穴（長谷）				4	
	大塚				5	
	菊塚				3	
崇徳上皇関連	木丸殿旧蹟	1	7			
	内裏泉	2	6			

※数字は文書中に掲載されている順番を示す。

形ノ存スルモノアリ」とあることから、府中山内瓦窯跡出土瓦と讃岐国分寺跡の創建時の瓦との同汜関係が確認された可能性がある。その場合、出土瓦に関する専門的知識を有する人物による調査への関与が推測される。また、讃岐国分寺跡との関係が深い府中山内瓦窯跡の評価には、国分寺跡に対する重要性の認識が前提として存在したはずである。

1921年に「府中村史蹟調査書」とは別に「古墳調査書」が作成されたのは、古墳の悉皆調査の指示（【4-1】【4-2】）の延長線上で捉えられる。なお、古墳についてのみ悉皆調査が指示されたのは、史蹟名勝天然記念物保存法制定以前からの古墳の取り扱い方法と大きく関わっていると思われる。

1919～20年の段階に2件あった崇徳上皇関連の史跡候補は1921年には無くなっている⁽⁶⁾。史跡候補から外された理由は不明であるが、1920年には崇徳上皇に関する伝承地などの顕彰を行う聖跡敬仰会が発足しており、史跡指定とは異なる方法で伝承地などの保護が図られたのだろう。

おわりに

本稿では、大正期の史料の分析を通して、史蹟名勝天然記念物保存法施行に発生した史跡候補の照会への府中村の具体的な対応について明らかにし、年月が経過するとともに府中村としての史跡候補への意図が顕在化する（府中村が讃岐国府跡を重要視する）ことについて指摘した。

また当時、史跡候補の照会などは、国から香川県、香川県から綾歌郡、綾歌郡から府中村へと順次行われていたようだ。よって今回取り上げた史料からは、府中村の文書のやり取りの直接の相手である綾歌郡だけではなく、香川県の動向も垣間見ることができる。当時の香川県の行政文書の大半が1945年（昭和20）の空襲により失われたとされている現在、史蹟名勝天然記念物保存法への香川県の対応を断片的に知るこ

とができるという面でも、本史料を提示した意味があると考ええる。

なお、本史料に挙げられた史跡候補のうち、1922年（大正11）、府中山内瓦窯跡が史跡に指定された。香川県では最初の史跡指定であった。一方、府中村が重要と考えたであろう讃岐国府跡は、1936年（昭和11）に制定された香川県史蹟名勝天然紀念物顕彰規定により、1938年（昭和13）に香川県指定史跡となった⁽⁷⁾。

史料解読にあたっては、三谷智恵氏の多大な協力を得た。

註

- 1 現在の香川県坂出市府中町。
- 2 受付の日付は7月28日になっているが、6月23日からは間隔が空きすぎていること、本文書に続いて出された【1－3】が7月3日であることを考慮すれば、6月の間違いの可能性が高い。
- 3 高松高等女学校（現・香川県立高松高等学校）の教員や石清尾八幡宮の神官を務めた漢学者。
- 4 赤松景福 1916～17「府中史蹟」『香川新報』香川新報社
- 5 乗松真也 2010「讃岐国府跡の顕彰」『讃岐国府跡を探る』香川県埋蔵文化財センター
- 6 菊塚は崇徳上皇関連にも分類できるが、「古墳調査書」に初めて登場することから古墳としての認識が高かったと思われる。そのため、ここでは古墳に分類した。
- 7 文化財保護法の制定を受けて1951年（昭和26）に香川県文化財保護規定が定められた。この規定ではそれ以前の県指定の効力が失われることとなった。讃岐国府跡も例外ではなく、同年に県指定史跡から外れて現在に至っている。

史料

【表紙】

大正八年四月起

史蹟名勝ニ関スル書類

綾歌郡府中村

【1・1】

受 第一二五四号

大正八年七月四日 起案決裁

大正八年七月四日 発送

村長

綾歌郡役所宛

別紙史蹟名勝ニ関スル調書提出致候也

【1・2】

受附 第一二五四号

大正八年七月廿八日

乙収学第一四九号ノ一

大正八年六月廿三日

綾歌郡役所

各町村長殿

史蹟名勝等調ノ件

貴部内ニ於テ史蹟名勝天然紀念物ニシテ承 急ギ史蹟名勝天然紀念物保存法（大正八年四月九日法律第四十四号）第一條ニ依リ指定スルノ必要アリト認メラル、モノ別記様式ニ依リ取調方本県内務部長ヨリ照会
有之候条本月末日限り有無トモ御報有之為候

種別名称

所在地

所有区分

由来伝説等ノ概要

【1・3】

乙収学第一四九号ノ一

大正八年七月三日

綾歌郡役所

府中村殿

史蹟名勝等調ノ件

客月廿三日付ヲ以テ調査方申進候旨題ノ件今ニ調書差出無之主務省へ提出急ヲ要スル旨電話ニ接シ条所定ノ様式ニ基キ此態使へ回報有之度候目下調査中ニテ調書提出致シ兼スル特別ノ事由有之場合ハ明日午前十時迄猶予可致モ同刻ニ過キ候等回報ナキハ該当ナキモノトシテ受理ヲ施スベク候

【 1 . 4 】

史蹟名勝調査書

種別名称 木丸殿旧蹟（一名黒木御所）

所在地 綾歌郡府中村字本村上所鼓岡（往昔此付近一帯ヲ志度ト称ス）

所有区分 鼓岡神社有

由来伝説 崇徳天皇御南狩ノ時林田村雲井御所ヨリ御遷幸アツテ六ヶ年間御駐輦アラセラレシ行宮ノ在リシ所ニシテ終ニ長寛二年八月廿六日此所ニ崩御シ給ヒシ靈蹟ナリ矣

種別名称 内裏泉

所在地 同郡同村字本村上所鼓岡

所有区分 鼓岡神社有

由来伝説 崇徳天皇鼓岡木丸殿行宮ニ御駐輦中供御ノ靈泉ナリ

種別名称 菅公祈雨旧蹟

所在地 同郡同村城山ノ南嶺（小地名 明神鼻）

所有区分 府中村有

由来伝説 菅原道真公讃岐国守（仁和二年正月赴任）タルノ三年即チ仁和四年五月国内大旱ノ時公民ノ為ニ雨ヲ城山ノ神ニ祈リテ靈験アリシ所ナリ（現在ノ城山神社ハ往古城山南嶺ニ鎮座ス）

種別名称 讃岐国府庁旧蹟

所在地 同郡同村字本村上所（小地名 垣ノ内）

所有区分 府中村有

由来伝説 古昔王朝時代治府ノ跡ナリ此地上古ノ日武尊第五ノ皇子武甕槌尊阿野郡ニ受封シテ居住セシ以来世々相伝ヘ大化二年国司設置ノ時武昌毅尊ノ後裔大山麿其邑庁ヲ譲リト云即チ此地ハ国司以来治所ノミニアラズシテ実に遠ク上古ノ昔ヨリ連綿トシテ元弘建武ニ至ル迄ノ間讃岐政治ノ枢要地ニシテ紀ノ夏井菅原道真公等ノ名国守相次テ仁政ヲ布カレシ名蹟ナリトス
菅家文草（菅公遺著）客舎冬夜 詩ニ曰ク 押衙門下寒吹角開法寺中驚曉鐘（菅公自注ニ云フ開法寺ハ府衙ノ西ニアリ）本注ノ開法寺跡ハ府庁跡ノ正面ニ位置シ居ヲ以テ菅公在任ノ府衙ハ此所ニアリシコト言ヲ待タサルナリ

種別名称 印鑰

所在地 同郡同村字本村上所（小地名 内間）

所有区分 府中村有

由来伝説 国府守護神 印鑰神社の遺址ナリ印トハ国府ノ印章鑰トハ納ムル官庫所在地ナリ■■■^(A)ハ単ニ印鑰ト証シ来レリ

種別名称 聖堂

所在地 同郡同村字本村上所（小地名 内間）

所有区分 民有

由来伝説 讃岐国庁ニアリシ当時ノ聖堂遺址アリ（増注職原抄ニ所謂諸国建学校其傍建孔子廟春秋ニ仲釈奠ス即是ナラン

種別名称 界石

所在地 同郡同村字石井

所有区分 府中村有

由来伝説 古昔王朝時代ノ讃岐国東西ニ分界セシ標石ニシテ当時ノ遺物今猶現存セリ此地昔時石居ト称セシガ近代誤テ石井ト書セリ

【2・1】

受発 第一三六二号

大正八年七月十七日 起案決裁

大正〃年〃月〃日 發送

府中村長

史蹟名勝等保存調査ノ件

本月十日付乙収学第一六六号ノ一ニテ照会ニ係ル史蹟名勝調別紙ノ通ニ付及通連候也

【2・2】

受附 第一三六二号

大正八年七月十一日

乙収学第一六六号ノ一

大正八年七月十日

照会 綾歌郡役所

各町村長殿

史蹟名勝等保存調査ノ件

史蹟名勝天然紀念物ノ調査保存ニ関シ左記事項取調方今回其筋ヨリ照会有之候ニ付至急取調本月十八日限り当庁着ノ見込ニテ回報相成度候

追而本件ハ時ニ急ヲ要スル次第ニツキ本文期日迄ニ御回答相成度右期日迄ニ着答無キ時ハ該当ナキモノト見做シ受理可致□ニツキ申加候

記

一、郡市町村又ハ史蹟名勝等保存ヲ目的トスル学会協會等ノ公私団体ニ於ケル施設ノ概況

- 二、 同上施設ヲ助成セシコトアラハ其概況
- 三、 以上各項ノ施設ニ関スル経費予算
- 四、 学会協会等ニシテ資産ヲ有スルモノハ其資産額
- 五、 調査報告書、学会、協会、等ノ会則其他ノ印刷物アラハ各三部回件相成度

【 2 . 3 】

府中村

聖堂

印 鑰

国府庁旧跡

菅公祈雨蹟

日向王墓

内裏泉

木ノ丸殿旧蹟

右取調事次ニ其調査ノコト

【 2 . 4 】

府中村史蹟名勝保存調書

聖堂跡

未タ何等施設ナシ土地亦タ民有ナルヲ以テ遠カラズ村施設奨学義会此地ヲ買取シテ村ヘ寄付ノ準備中ニ付
村有ニ歸スルヲ俟テ本村名勝旧蹟保存会之レカ相当施設ヲ経営シテ聊カ亦タ世道人心ニ裨補スル所アラシ
トス

印 鑰旧蹟

本地田壹段式拾五歩曩ニ既ニ奨学義会ヨリ府中村奨学義田トシテ村ヘ寄付シ以テ今上陛下御即位大典ノ盛
事ヲ永久ニ記念シ奉リ兼テ古昔王朝時代ノ国司庁ニ至大ノ関係ヲ有スル史蹟ヲ不朽垂ル、ノ基礎ヲ作シ
今後施設ニ要セシモノ名勝旧蹟保存会之ヲ担当ス

国司庁旧跡

遺蹟ノ存スル所一片ノ豊碑ヲ建設シテ菅紀ニ公德化ノ治子キヲ追ヒ之ヲ不朽ニ伝ヘンタメ其中心点ノ位置
壹畝五歩ノ土地ヲ既ニ買取シテ目下整理中ニ属セリ本経営費ハ保存会ヨリ之ヲ支弁セントス

菅公祈雨旧蹟

土地素ヨリ村有ニ属スルモ未タ保存ノ施設ナシト雖モ之レカ計画ニ付キ考慮中ナリ

日向王墓

墳墓周囲拾五歩ノ土地ハ曩ニ村有ニ帰セシメ之ヲ修理シ仮ニ標木ヲ樹テ之ヲ顕彰セリ

内裏泉

鼓岡神社有ノ靈泉ナルヲ以テ古来■■■^(A)敬シテ押レス近時篤志家ノ寄附ニヨリ標名ヲ立テ保存セリ

木丸殿旧址

鼓岡神社境内 崇徳天皇行宮ノ靈域ナルヲ以テ明治四十年村民一致ノ醸金ヲ以テ其資ニ充テ 大勲位戴仁親王殿下ノ篆額ヲ仰ギ一大石碑ヲ建立シテ之レカ不朽ヲ図リ以テ四十二年同地顕彰会ヲ創設シ汎ク県下ノ聲裏ニ候チ大正二年 天皇七百五十年忌大祭ヲ執行シ其記念トシテ擬古堂ヲ建築シテ古蹟憑弔者ノ便ニ供シ尚且ツ広ク天下文学志士ノ懷古詩歌文章ヲ募集シテ大ニ紹介ノ道ヲ開キ今や顕彰会予期ノ事業剩ス処文庫ノ建築保存金ノ設置ナルモ着々之カ遂行ニ努メツ、アリ該旧址建碑以来ノ経費既ニ六千有余円ヲ費消スト雖モ事業ノ前途尚遼遠ノ感ナキ能ハサルナリ

【3・1】

受附 第二〇一二号

大正八年十一月五日

乙収学第二六〇号

大正八年十月廿五日

綾歌郡役所

各町村長殿

各神職殿

史蹟名勝天然記念物保存法施行セラレ候ニ付テハ調法ニ拠リ漸時調査保存ニ着手スベキ義ニ候処元来史蹟名勝天然記念物ノ保存ハ国民拳テ□必要ヲ理解シテ之ヲ受護スルニ置ラサレハ之レカ目的ヲ達スルコト困難ナル次第ニ有之候テハ口演文書ニ能々此ノ趣旨ヲ広ク宣伝スルコト最モ必要ノコト、被存候因テ御部内ニ於テ講聞会等開催ノ場合ニハ史蹟名勝天然物ニ関スル事□□□私□中ヲ加ヘラレ候杯致度候次回某前ヨリ特ニ画通課有之候ニツキ可燃指置方御取計相煩シ度尚□師派遣希望モ有之候ハ、内務省ニ於テ事情ノ許ス限り希望ニ添フヘリ杯取計ハル、筈ニ付是又了知相成度申添候

【4・1】

第1009号

9・5・21

府中村役場

乙収学第一五〇号ノ一

大正九年五月十六日

綾歌郡役所

各町村長殿

各神社神職殿

史蹟名勝天然物保存ニ関スル件

史蹟名勝天然記念物保存要目及送付置候処右要目中ニ於テ別紙調査方針ニ基キ差向キ急ノ要スルモノ左記様式ニ依リ取調方法前ヨリ通牒越サシ候条遅クモ来ル六月廿五日限り遅滞フル報告有之度尤モ古墳ニ就テハ旧態ヲ保テルモノト否ヲサルモノトヲ問ハス此際悉皆取調報告存之度候
追テ□年六月以来已ニ調査報告セラレシモノハ単ニ名称ノミノ報告ニ止メ可然義ニ件□申加度候

様式

種別

名称 . . .

所在地 . . .

所有者名

形状

面積

地目 . . .

由来伝説等ノ大要

備考

- 一. 本様式ハ大体ヲ示シタルモノニツキ必要ニ応シ調査ノ目ヲ増加スルハ妨ナシ
- 二. 現状ハ可成図面添付ヲ要ス
- 三. 面積ヲ記入シ難キモノハ高、幅、長等ヲ記入スルヲ要ス

【4.2】

保存要目ニ基ク調査方針

- 一. 御城趾、宮趾、行宮趾等の皇室ニ関係深キ史蹟ハ礎石、土壇、濠墓、遺瓦等の徴証アルモノニシテ廃滅ノ虞アルモノヲ先トス
- 二. 社寺ノ趾跡及祭祀信仰ニ関係アル史蹟礎石土壇、濠墓遺瓦等の徴証アルモノニシテ廃滅ノ虞アルモノヲ先トス
- 三. 古墳ハ旧態ヲ保テルモノト保タサルモノトヲ問ワズ此際全部ヲ調査スルコト
墓及碑（供養塔ノ類ヲ含ム）ハ社寺其他適當ナル管理者ヲ有セス又ハ管理者ヲ有スルモ破壊湮滅ノ虞アルモノヲ先トス
- 四. 城趾、防塁ノ類ハ旧規及遺物等ノ徴証アルモノニシテ廃滅ノ虞アルモノヲ先トス
国郡庁址等ハ礎石、土塁、濠墓等ノ徴証アルモノニシテ湮滅ノ虞アルモノヲ先トス
古戦場ハ其重要地点ニシテ旧態ノ見ルヘキモノアルモノヲ先トス
- 五. 教育及学芸関係アル史蹟ハ遺蹟遺物ノ徴証存スルモノ及旧来ノ建造物ノ現存スルモノニシテ廃頽ノ虞アルモノヲ先トス

- 六、社会事業ニ関係アル史蹟ハ遺蹟遺物ノ徴証アルモノニシテ廃滅ノ虞アルモノヲ先トス
- 七、産業交通土木等ニ関スル重要ナル史蹟ハ旧態ヲ存スルモノニシテ湮滅ノ虞アルモノヲ先トス
- 八、旧宅、苑池、井泉□、石ノ類ハ旧態ヲ存スルモノニシテ適當ナル管理者ナリ廢滅ノ虞アルモノヲ先トス
- 九、人類学及考古学上ノ遺蹟ハ発掘ノ虞アルモノ又ハ該地ノ形状ヲ變更スル虞アルモノヲ先トス
- 一〇、外国及外国人ニ関係アル史蹟ハ旧態ヲ存スルモノ又ハ遺物ノ徴スベキモノヲ先トス
- 一一、伝説的史跡ハ風致上特ニ必要ナルモノニシテ廢滅ノ虞アルモノヲ先トス

【 4 ・ 3 】

発一千二百号

大正九年六月廿二日 府中村長藤井亀三郎

綾歌郡役所御中

客月十六日附乙収第一五〇号ノ一ヲ以テ御照会ニ係ル部内史蹟名勝左記ノ通ニ候、条此段及御回報候也

記

木丸殿旧址 内裏泉 菅公祈雨旧蹟 讃岐国庁旧蹟 印鑰明神址 聖堂旧蹟 堺石

以上大正八年七月報告済

【 4 ・ 4 】

種別名称 乃峰古墳

所在地 字新宮

所有者 民有地

形状 円形

面積 五十坪

地目 山林

伝説 不詳ト雖モ往々千古ノ土器發掘セシコトアリ

種別名称 古窯跡

所在地 南前谷

所有者 民有地

形状 円形

面積 遺蹟各所に点在

地目 宅地或畑

伝説 聖武天皇天平十一年国分寺創建ノ当時瓦ヲ焼キシ古窯ト伝ヘ依然原形ノ存スルモノアリ

【 4 ・ 5 】 (B)

【 5 ・ 1 】

大正十年六月二八日 起案決裁

大正〃年〃月〃日 發送

大正十年六月三十日

府中村長

綾歌郡長殿

三月十日付乙収席第一〇〇号ニテ照会ニ係ル史蹟名勝天然物調別紙ノ通及御報告候也

【5・2】

古墳調査書

- 一、 名称 日向王墓
- 二、 所在地 府中村字前谷
- 三、 地目 塚
- 四、 所有者 府中村
- 五、 形状  ③ノ如ク不等辺三角形ニシテ約七坪平地ノ中心ニ小石ヲ盛リアルノミ
- 六、 現状 北ハ旧国道南ハ県道
- 七、 由来 讃留霊王六世ノ孫綾ノ大領日向王ノ古塚ナリ
- 八、 管理保存ノ方法 墓碑ヲ建テ柵ヲ設クルノ準備中

- 一、 名称 ツコ穴
- 二、 所在地 府中村字野峯
- 三、 地目 山林
- 四、 府中村  ①
- 五、 形状 山形五間又三間ノ幅ニシテ高サ二間位アリテ一方ヨリ出入ヲ得テ中ハ畳敷モアリ上ニハ松生ト居レリ
- 六、 現状 破壊シツヽアリ
- 七、 由来 伝説詳ナラズ
- 八、 管理保存ノ方法 ナシ

- 一、 名称 菊塚
- 二、 所在地 字本村鼓岡正北一丁
- 三、 地目 社地
- 四、 所有者 県社城山神社夫社地
- 五、 形状 不等辺三角形ニシテ十三歩アリ
- 六、 現状 一方民家ニ接シテ三方耕作地ニシテ大樹木アリ
- 七、 由来 天皇ノ皇子ヲ葬レル墳墓ナリ
- 八、 管理保存ノ方法 中心ニ墓碑ノ（石ヲ以テ）印ヲ建ツ

- 一、 名称 ツコ穴

- 二、所在地 字城山小地名長谷
- 三、地目 山林
- 四、所有者 府中村
- 五、形状 石土ヲ以テ山形ニ築ケリ
- 六、城山東部中腹ノ位置ニ散在シテ破壊シツ、アリ
- 七、由来 伝説詳ナラス
- 八、管理保存ノ方法 ナシ

- 一、名称 大塚
- 二、所在地 西福寺
- 三、地目 山林
- 四、所有者 府中村
- 五、形状 山形ニシテ五畝歩モアリ
- 六、現状 城山神社末社福宮神社境内ニ接シ三方ハ村有林則チ此ノ大塚モ村有林内ニアルヲ以テ松及雑樹生非ヒ居レリ
- 七、由来 伝説詳ナラス
- 八、管理保存ノ方法 ナシ

【 6 ・ 1 】

大正十年六月二十六日 起案決裁

大正□年□月□日 發送

村長

郡長宛

本年三月十二日付ヲ以テ照会ニ係ル史蹟名勝調別紙ノ通及御報告候也

【 6 ・ 2 】

府中村史蹟調査書

其一

- 一、種類 史蹟
- 一、名称 国府庁址
- 一、所在地 府中村字本村小地名垣ノ内
- 一、地目 田壹畝歩 中心点ヲ区画保存ス
- 一、所有者 府中村
- 一、現状 田間荒蕪地目下建碑計画中
- 一、由来

孝徳天皇大化ノ革新ニ当リ国造子孫相嗣クノ制ヲ廢シ始メテ国司郡司ヲ定メシ時ヨリ讃岐国府庁ヲ置カレシ地ナルヲ以テ村名府中ト云フ阿波国名東郡府中土佐国長岡郡ノ府中紀伊国名草郡ノ府中豊後国ノ府内ト称スル如シ

上古日本武尊ノ第五武甕尊（讀留靈王）阿野ニ受封シテ此地ニ住マレ来世々相伝ヘ大化二年国司設置ノ特ニ武甕尊ノ後裔大山麿其邑庁ヲ国司ニ譲リ綾郷ニ住スト云フ 又全讀史ニ靈王居ヲ城山ノ東綾川ノ辺ニトシテ治ヲナス云云然ル時ハ此地ハ国司設置以来ノ治所ニアラスシテ実に遠ク上古ノ昔ヨリ元弘建武ノ頃ニ至マテ十有余年ヲ通シテ讃岐政治ノ枢要地ニシテ即チ讃岐国守ニ任命セラレシ者ノ中門特天皇天安二年ニ紀夏井 孝徳天皇仁和二年菅原道真ニ氏ノ如キ人格最モ高ク治績大ニ著ハルニ名国守ノ政治ヲ行ヒシ所ナルヲ以テ特ニ尊重スヘキ史蹟ナリトス

参考

菅原道真公国府庁ニテ作ラレシ安舎（都ノ本宅ニ対シ讃岐ハ□ナルヲ以テ任官地ヲ安舎ト云フ）冬夜ノ詩ニ曰ク

客舎秋徂到此冬。空床夜々損顔容。押衙門下寒吹角。開法寺中曉驚鐘。開法寺在府衙ノ西 行樂去留遵月御。詠詩緩急播風松。思量世事長開眼。不得知音夢裏逢。

右詩句中菅公自註（開法寺在府衙ノ西）ニ依リ愈々讃岐国府庁ハ現在ノ位置タルコトヲ確証スルニ足ルヘシ開法寺ハ菅公国守タリン当時ノ大伽藍ナリシガ天正ノ兵火ニ罹リ復興ニ至ラスシテ廃絶ス今其跡池トナリ戒法寺ト云フ

其二

- 一． 名称 印 鑰
- 一． 所在地 府中村字本村
- 一． 地目 奨学義田壹段貳拾五歩
- 一． 所有者 府中村
- 一． 現状 耕作地建碑着手中
- 一． 由来

印鑰ト云フ地名ノ起リシ由ハ国府ニアラテハ他ニ妄ニ云ハヌ事ナリ印トハ国府ノ印章ヲ畏怖鑰トハ国府ノ鍵鑰ノ事ヲ云フ此ノ印ト鑰トヲ納ムル官庫ノ縁故ヲ以テ印鑰ト云フ名称存スルナリ国府ノ印ノ事ハ公式令ニ見ヘ諸国ノ鑰ノ事統日本紀等ニ見フ此印鑰ヲ御印鑰ト敬称シ政所（国府）守護神トシテ崇祀セルヲ以テ印鑰大明神ト云即印鑰ト云フハ印鑰大明神旧蹟ノ意味ナリトス此印鑰明神ト国府トハ最モ密接ノ関係アルヲ以ッテ益々讃岐ノ府中ハ国司庁ノ遺址タルコト明白ナリ大抵印鑰ノ遺蹟ハ中古以来諸国戦乱絶ヘサル為メ湮滅シテ世ニ伝フル所甚々稀ナリ

参考

大日本地名辞書

対馬ノ條国府址云云印鑰紀事云御印鑰ハ政所守護神ナリ神体ニ坐印トハ国司官司ノ正印ニシテ鑰トハ府庫ノ鍵鑰ヲ云フ国司ノ印ハ公式令ニ見ヘ諸国ノ鑰ハ文武紀大宝二年ノ條ニ見フ中略本州ニテハ府ノ政所ヲ嘉暦中ヨリ執政寺ト云テ印鑰ヲ崇敬シタルニ享祿元年火災遭ヒテ杜殿焼失シ印鑰トテ流レタリモ可惜云云

印役（羽前国東山村郡）

前略印役明神社アリ印役ハ印鑰ノ誤ナリ古ハ国府国司ノ政治ニアタリ其掌持ノ印鑰ヲ廟祀スルコト当時ノ典礼ナリ云云

其三

- 一． 名称 菅公祈雨旧蹟

- 一．所在地 城山頂上南端小地名明神鼻
- 一．地目 山林
- 一．所有者 府中村
- 一．現状 巖石散在老松雜樹密生
- 一．由来

往古菅原道真公讃岐国守ニ在任中仁和四年国中大旱ノ時公自ラ死ヲ決シテ民ノ為ニ雨ヲ城山ノ神ニ祈リ靈驗アリシ旧蹟ナリ同神社ハ上古城山頂上ニアリシモ中古兵火ニ罹リ一時印鑰ノ地ニ遷シ遂ニ現在ノ地即チ城山ノ麓字北谷ニ遷坐セリ式内廿四社ノ一ニシテ明神大ニ列セラル明治三十六年四月県社ニ昇格ス

参考 蒲生秀実白峰縁起跋文抜萃

昔菅公守於此国也旱公為民祈雨於城山以必死出府故後人感其德政名与民訣処曰死出而鼓岡在其辺死出志度昔相近小説以此謬作志度鼓岡之地祖世之伝誤非一日故今弁之也云云

其四

- 一．名称 聖堂
- 一．所在地 府中村字本村小地名内間
- 一．地目 田壹段歩余
- 一．所有者 民有
- 一．現状 耕作地
- 一．由来

孔子ヲ祭リシ所ナリ増註職原抄ニ所謂諸国建学校其傍建孔子之廟春秋ニ仲釈奠トアレハ国府ノ附近ニ此ノ聖堂ノアリシ事当時ノ制ニ符号セリ菅家文草三卷ニ州廟釈奠有感ノ題詩アリ州廟トハ讃州ノ孔廟ト云フ意味ニテ釈奠ハ孔子ヲ祭ル事ヲ云フニ仲ハ春ノ二月秋ノ八月ニテ日ハ其月ノ上ノ丁ヲ用ヒラレタリ

一趨一弁意如泥。樽俎■疎礼用迷。曉漏春風三獻後。若非供祀定■啼。

其五

- 一．名称 堺石
- 一．所在地 府中村字石井
- 一．地目 学田 壹段四畝歩余
- 一．所有者 府中村
- 一．現状 大部分学校実習地ニ供シ僅カニ敷地ニ四坪ヲ区画シテ保存セリ
- 一．由来

古昔王朝時代讃岐国東西ノ中央ヲ表示セル標石ナリ昔ハ此地ヲ石居ト書キシモ近來石井ト書セリ蓋シ居ト井ト国音相同シキヲ以テ變化セシナラン

其六

- 一．名称 河内駅跡
- 一．所在地 府中村字石井堺石東
- 一．地目 田
- 一．現状 耕作地

一．由来

河内 駅ハ上古王政時代ニ於ケル讃岐国内六駅（引田、松本、三谿、河内、龜井、柞田）ノ一ニシテ府中村ニアリ河内ハカフチト読ンテカワウチノ約語ナリ此地名基因ハ綾川ノ河内ノ義ニテ是則チ府中村ノ古地名ナリ鼓岡ノ木丸殿ヲ甲智御所ト云ヒシ甲智モ河内ト異字同義ナリ此駅ハ国府所在地ニアルヲ以テ当時各駅中最モ主要ノ位置ニアリシナリ

其七

一．名称 蓮池跡

一．所在地 府中村字本村小地名池田

一．地目 田

一．所有者 民有

一．現状 耕作地

一．由来

菅原道真公讃岐国守当時ノ蓮池蹟ニシテ今田地トナレルヲ以テ小地名池田ト呼ベリ

菅家文章ニ曰ク丙午之歲四月七日予初莅境巡視州府府之少北有一蓮池池之近東有一長老曰是蓮也□処以□有葉無花仁和以来葉花俱發適至夏未已過花時長老之言誠而有驗示時予血僚属作此唱宮採摘池中百千萬茎分捨部内二十八寺聞者隨喜見者發發心下略

其八

一．名称 窯跡

一．所在地 府中村字前谷小地名ナカメ

一．地目 宅地

一．所有者 民有

一．現状 稍完全

一．由来

聖武天皇諸国二国分寺御建立ノ時使用ノ瓦ヲ燒キシ窯ト伝フ

其九

一．名称 正物

一．所在地 府中村字本村小地名高畑

一．地目 田

一．所有者 民有

一．現状 耕作地

一．由来

正倉院址ト伝フ後世俗ニ正惣ト書キシハ其唱同シキマノ二字ノ変リタルナラン国府庁当時上納ノ租調ナドヲ入レ置キシ所ト見ヘタリ

其十

一．名称 百分

- 一．所在地 府中村字本村小地名高畑
- 一．地目 田
- 一．所有者 民有
- 一．現状 耕作地
- 一．由来

是ハ拾芥抄ニ正藏率分堂大藏省納物割十分之二為別納云トアルカ如ク国府庁ニテハ納リ物ノ百分ノ一ヲ此堂ニ分納セシヨリ云フモノト見ヘタリ

其十一

- 一．名称 帳次²⁴
- 一．所在地 府中村字本村小地名内間
- 一．地目 田
- 一．所有者 民有
- 一．現状 耕作地
- 一．由来

国府庁帳簿ヲ調査セシ所ト云フ

其十二

- 一．名称 状次
- 一．所在地 府中村字本村小地名内間
- 一．地目 宅地
- 一．所有者 民有
- 一．現状 住宅敷地
- 一．由来

国府庁ノ書状ヲ取扱フ所ト云フ

【 6 . 3 】

大正十年三月十二日

綾歌郡役所

各町村長殿

史蹟名勝天然紀年物ニ関シテハ曩日調査回報ノ次第モ有之□□一般ノ調査必要ノ□□以テ史蹟（古墳ヲ除ク）名勝ノ全部ニ亘リ別記事項調査方其筋ヨリ申越□条至急調査ノ上調書參通作成回報相成度候

別記

用紙美濃紙

史蹟（古墳ヲ除ク）名勝調査事項

- 一．種類
- 二．名称

- 三、所在地 公称地名ニアラサル小字名ヲモ併セ記スコト
- 四、地目、地積
- 五、所有者ノ住所氏名
所有者ノ外管理若クハ占有者アラハ其ノ住所氏名
- 六、形状、寸尺等
- 七、現状
位置、区域内及周囲ノ状況並破壊ノ程度等
- 八、由来、徴証、伝説
- 九、管理保存ノ方法
将来ノ管理保存ニ関スル意見アラハ附記スルコト
- 十、其他必要ナル事項

【6・4】^(E)

註

- A 地元の人々の意。
- B 国から出された史蹟名勝天然紀念物保存要目。
- C 三角形の図。
- D 個人名。
- E 【6・2】の訂正を依頼した文書。本史料に綴じられている文書は訂正（差し替え）済みであるため、本稿では略した。